

令和6年度インスタグラム埼玉県公式アカウント運用等業務委託
企画提案募集要項

1 委託業務名

令和6年度インスタグラム埼玉県公式アカウント運用等業務

2 趣旨

紙媒体等を中心とした従来の広報手法では情報が届きにくい20～30歳代を主要なターゲットとしてインスタグラムによる県政情報等の発信を行うため、専門的な知識・技術等を有する事業者へ本業務を委託することとし、事業者を選定するに当たって企画提案を募集するものである。

3 予算額

上限 8,686,000円（消費税及び地方消費税込み）

※ 本事業の契約に係る上限額（税込み）であり、予定価格はこの範囲で別途算定する。なお、令和6年度歳入歳出予算案が議決されなかった時又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があった時等、上限額（税込み）が変更となる場合がある。

4 委託業務の内容

別紙：令和6年度インスタグラム埼玉県公式アカウント運用等業務委託仕様書のとおり

5 作業条件

- (1) 「2 趣旨」に記載の目的を達成するため、インスタグラム埼玉県公式アカウント（@saitama_pref_official、以下同）で県政情報等の投稿を行うなどの運用をするとともに、同アカウントの運用を職員が実施する令和7年度以降を見据えて職員の運用力の向上に向けた支援を実施し、埼玉県広報アンバサダーの募集・選考の支援を行うこと。
- (2) 提案された企画は事業者を選定する為のものであり、業務の遂行に当たっては、県と綿密な調整を図りながら、改めて精密な企画を立案して進めること。
- (3) 提案した企画のうち、独自に提案した企画は実施することを前提に提案するものとし、契約後は誠実に実施すること。
- (4) 本県職員と綿密な連絡調整を行える体制を構築するとともに、その体制を明確にすること。

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 埼玉県に於ける入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 法人格を有し、物品の買入れ等に於ける一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和2年埼玉県告示870号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」に登録されていること。
- (5) 過去3年間に国または地方公共団体等と本事業と類似及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

7 企画提案募集から受託者決定までのスケジュール

募集から委託業務の受託者決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和6年2月14日（水）	募集要項の公開（HPの公開）
14日（水）～19日（月）	質問受付期間
21日（水）	質問回答
21日（水）～27日（火）	参加受付期間
21日（水）～3月5日（火）	企画提案書受付期間
3月 上旬	第1次審査（書類審査）
	★5者を超える場合に実施
中旬	第2次審査（プレゼン実施）
下旬	契約候補者決定
4月 1日（月）	委託契約を締結（予定）

8 質問事項の受付

募集要項の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年2月19日（月）午後5時00分まで

(2) 受付方法

別紙様式2（企画提案募集要項の内容に関する質問書）に記入の上、電子メールで提出すること。

提出先アドレス a2830-04@pref.saitama.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せた上で、令和6年2月21日（水）までに埼玉県ホームページ上に掲載する。

9 企画提案参加申込書の提出

本企画提案に参加を希望する場合は、あらかじめ、別紙様式1（企画提案参加申込書）を提出すること。

(1) 提出方法

郵送、持参または電子メール

〈提出先〉

埼玉県県民生活部広報課 テレビ・ラジオ・広報紙担当

住 所 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電 話 048-830-2857

メール a2830-04@pref.saitama.lg.jp

★メールなら、件名を「Instagram埼玉県公式アカウント運用等業務委託企画提案」とし、送信後必ず着信確認の電話をすること。

(2) 提出期限

令和6年2月27日（火）午後5時00分まで

ア 持参の場合 月～金曜日（祝日を除く） 午前9時00分～午後5時00分

イ 郵送の場合は原則として書留とし、上記日時必着のこと

10 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

(1) 別紙様式3（企画提案書）

別紙様式3のほか、企画提案の内容を記載した書類を提出すること。なお、当該書類の様式は任意とするが、令和6年度Instagram埼玉県公式アカウント運用等業務委託仕様書に基づいて、A4版横長・片面カラーで作成すること。ページ数は絵コンテ、写真や画像も含め30ページ以内とする。

企画提案の内容を記載した書類には、次の事項を記載するものとする。

①表紙

- ・表題（令和6年度Instagram埼玉県公式アカウント運用等業務委託企画提案書）
- ・提案者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

②目次

③委託業務の内容

ア Instagram埼玉県公式アカウント運用

(ア) Instagramの投稿案2つ以上

- ・フィード投稿を1つ以上、リール投稿を1つ以上作成すること。
なお、フィード、リール、ストーリーズなど、投稿方法を明示すること。
- ・投稿内容は県広報紙「彩の国だより」または県政広報テレビ番組「いまドキッ！埼玉」で取り扱ったテーマから選定すること。
- ・令和5年度の県公式アカウントの投稿を参照し、令和6年度の投稿のイメージが大きく変化することがないように努める一方で、必要に応じてトレンドを踏まえた変化などを取り入れること。

(イ) 投稿記事作成・投稿のスケジュール案

(ウ) 独自の提案

県公式アカウントのフォロワー数及びエンゲージメント数の拡大施策など成果目標を達成するためのもの。フォトコンテスト開催（年間2回）を含めること。

(エ) 成果目標

フォロワー数、平均インプレッション数、平均リーチ数、エンゲージメント数

【参考】

	令和6年1月実績（末日現在）
フォロワー数	12,168
平均インプレッション数	5,822回
平均リーチ数	8,457人
エンゲージメント数※	66.2

※（いいね数＋保存数）÷フォロワー数

(オ) 運営体制

イ 職員によるアカウント運用力の向上策

令和7年度以降に県公式アカウントを運用する職員の運用力の向上に向けた支援の具体策（委託期間中の職員による投稿への伴奏型支援を含むこと）と、庁内他部署の個別アカウントの運用に資するマニュアルの作成方針

ウ 埼玉県広報アンバサダーの募集・選考の支援

さまざまなジャンル（県外や海外をターゲットとしたものを含む）の埼玉県広報アンバサダー（埼玉県にゆかりがある20組程度を予定）の獲得策と絡めた募集・選考（候補者の適格性についての助言を含むこと）の支援の具体策

エ その他必要と思われる事項（なりすましの発生等危機管理対応など）

(2) パンフレット等、法人の事業概要が分かるもの（既存のものでも可）

(3) 別紙様式4（契約履行実績書）と契約を誠実に履行した実績の確認ができる書類（契約書や業務完了報告書等）

(4) 別紙様式5（見積書）

1.1 企画提案書等の提出部数及び提出方法

(1) 提出部数

正本1部、副本8部

(2) 提出方法

持参又は郵送

〈提出先〉

埼玉県県民生活部広報課 テレビ・ラジオ・広報紙担当

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

(電話) 048-830-2857

(3) 提出期限

令和6年3月5日(火)午後5時00分まで

ア 持参の場合 月～金曜日(祝日を除く)午前9時00分～午後5時00分

イ 郵送の場合は原則として書留とし、上記日時まで必着のこと

(4) その他

ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 企画提案書等の作成に係る経費は提案者の負担とする。

エ 本委託業務に係る説明会は開催しない。

1.2 契約先候補者の選定方法

応募資格ほか提出書類を確認後、以下の方法で契約先候補者を選定する。

(1) 応募者が5者を超える場合

ア 第一次審査(書類審査)

(ア) 企画提案書ほか提出書類に基づく書類審査(3月上旬を予定)を実施する。

(イ) 第一次審査の結果は応募者全員に電子メールで連絡する。

(ウ) 第一次審査通過者には、第二次審査(プレゼンテーション)を行う。

イ 第二次審査(プレゼンテーション)

(ア) 企画提案書の内容について、プレゼンテーション(3月中旬を予定)を行う。

(イ) プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を10分とする。

(ウ) プレゼンテーションは、既提出の企画提案書を用いて説明すること。

(エ) プレゼンテーションの日時は、確定後、第一次審査の通過者に第一次審査の結果とともに電子メールで連絡する。

(オ) 審査の結果は、3月下旬(予定)にプレゼンテーション実施者全員に電子メールで連絡する。

(2) 応募者が5者以下の場合

ア 提出書類の審査と平行して、企画提案書の内容についてプレゼンテーション(3月中旬を予定)の審査を実施する。

イ プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を10分とする。

ウ プレゼンテーションは、既提出の企画提案書を用いて説明すること。

エ プレゼンテーションの日時は、確定後、応募者全員に電子メールで連絡する。

オ 審査の結果は、3月下旬(予定)にプレゼンテーション実施者全員に電子メールで連絡する。

1.3 契約先候補者の決定方法

令和6年度インスタグラム埼玉県公式アカウント運用等業務委託契約先候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に決定する。

1.4 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目事項について、提案された内容を加え、契約先候補者と県の間で協議の上、委託契約書を締結する。
- (2) 契約先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補先に事故等により契約先候補者としての資格要件を失った時は、契約先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、選定委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに契約先候補者とする。
- (3) 当該企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになった時は、県は企画提案競技の決定を取り消す。

1.5 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの

エ 指定する提出期限を過ぎて提出（到達）したもの

オ 「10 企画提案書等の提出」に示す提出書類がないもの

カ 参加申込書に申込者の記名のないもの

キ 予算額上限額を超える金額で見積書を提出したもの

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

令和6年度歳入歳出予算案が議決されなかった時又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があった時等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を県に請求することはできない。

1.6 担当者連絡先

埼玉県県民生活部 広報課 テレビ・ラジオ・広報紙担当 菅野、桜田、川島

電話 048-830-2857

メールアドレス a2830-04@pref.saitama.lg.jp